

## PM モータのエネルギー効率ラベルに関する Q&A

**Q1:** 国際規格では、一般的に同期モータとはインバータ駆動が対象であると考えられますが、中国では、なぜすべての同期モータを効率ラベリングの対象としたのでしょうか？その目的を教えてください。

今回の対応は第1ステップで、今後第2ステップ、さらに進んで、最終的にどのようなことをしようとしているのでしょうか？、今回はそのための入り口になっているのでしょうか？

**A1:** 中国での実施範囲は、決してすべての同期モータを効率ラベルの対象としていません。最終目的は、日本のトップランナー基準を参考にして、モータメーカーの省エネに対する意識アップを促進し、モータの省エネ効率を改善し、製品品質のレベルアップを目的とします。ただし、過渡期を設け、後に改めて基準を改訂する予定です。

**Q2:** 今回、高効率規制ではなく、効率の悪いモータも良いモータもラベリングを強制しています。このラベリングの意味と、強制する理由を教えてください。

**A2:** 中国は日本と異なっていて、ラベリングは強制的な制度で、効率の低いモータと良いモータはすべてラベリングしなければなりません。また、このようにすべての企業は公平な市場環境の中で競争を行います。また、消費者に明確な省エネ指標が見えて、それに応じて製品の選択を行います。

**Q3:** 今後、市場にはラベリングしているモータ、ラベリングしていないモータが混在することになります。その違いは何を意味するのでしょうか？

**A3:** 新しい省エネ基準のラベル規制は1年間の過渡期を設けて、過渡期間中は試行錯誤しながら、2～3年後には市場で流通するすべてのモータ製品のラベル表示標準化を目標とします。

**Q4:** 中国へ輸出される場合、ラベリングのチェック場所は税関ですが、中国国内で生産されるモータのチェック場所がないと考えます。全てのモータに対する強制はできないのではないのでしょうか？

**A4:** 新しい省エネラベルは強制制度です。輸入製品のラベルチェックは税関で、トラブルを避けるためにラベリングしてからの輸入をお勧めします。国産モータは同じ基準に基づいて、各地方の市場監査管理部門によりサンプリング、測定、法律の執行となります。国産と海外製品について、市場の監督管理はすべて平等です。

**Q5:** 中国国内のモータ製造会社は、1年に1回の監査を受けると聞きました。中国国内のモータメーカーは数百社に上ります。監査される会社の基準を教えてください。

**A5:** 毎年モータ企業に対する審査は、効率ラベルの監査とは違い、認証要求に基づくものです。各省、国などの主管部門による抜き取り検査制度があり、品質、安全、省エネ、環境保護などの基準があります。

**Q6:** 中国国内のメーカーを監査する機関（会社名、所在地）のリストを教えてください。

**A6:** 品質監督総局と各地方の市場監督局は、安全標識、省エネ及び環境保護などについて年度抜き取り検査を行います。

審査機関：国の（抜き取り）検査は国家品質監督検査総局で、各省の（抜き取り）検査は各地の市場監督管理局の管轄となります。

Q7：税関に通達した配布文書をいただきたい。通関可否の条件等を記載しているのでしょうか？

A7：配布文書はありません。異なる港の税関は、厳格な程度も異なっていて、海外生産企業は税関によく確認の上、現地税関の要求に従ってください。また、不必要なトラブルを免れるために、工場出荷時はエネルギー効率ラベルの表示をお勧めします。

Q8：効率の試験ができる試験機関は何社あるのでしょうか？そのリストをいただきたい。

A8：エネルギー効率標識センターのウェブサイト上に測定実験室のリストが公開され、検索が可能です。

中国国家強制省エネ基準に基づいて、基準測定を行い、試験合格結果を提出できる実験室情報（人員、設備、能力、管理制度など）の自己説明をもってエネルギー効率標識センターに提示申請し、システム上登録すれば、効率試験を行う試験機関の資格を取得可能です。

例えば、国家中小モータ品質監督検査センター（上海電器設備測定所）は測定サービスを提供することができます。参考 HP：[https://www.energylabelrecord.com/baggcx/display\\_2.htm](https://www.energylabelrecord.com/baggcx/display_2.htm)

Q9：効率試験は、中国国内だけの限定となっているようですが、日本にその認可される機関を置いていただきたい。計画の有無を教えてください。

A9：効率試験は、中国国内だけでなく、試験能力を持つ海外の施設もエネルギー効率標識センターのウェブシステム上に中国語で登録申請手続を経て授權試験機関になることができます。

Q10：海外から中国へ持ち込む際、保守品、モータが組み込まれた装置、ロボット、リペア品は対象外だと聞きましたが、そのエビデンスをいただきたい。

A10：「エネルギー効率標識管理弁法」（発改委、総局連合令 2016 年第 35 号）第 11 条の第 7、8 項の通りです。（[http://www.cnca.gov.cn/zw/bmgz/202006/t20200618\\_58607.shtml](http://www.cnca.gov.cn/zw/bmgz/202006/t20200618_58607.shtml)）

第十一条 国内に入る《目録》のエネルギー使用製品で以下の状況に一つでも当てはまる場合は、エネルギー効率ラベルの表示及び届出を免除することができる。

(一) 外国の駐中国大使館、領事館、または国際組織の駐中国機関及びその外交職員の私有物。

(二) 香港、マカオ特別行政区政府の駐大陸政府機関及びその職員の私有物。

(三) 入国する人員が国外から国内に携帯してくる私有物。

(四) 外国政府からの援助物資、贈り物。

(五) 科学研究や試験を行なう為に必要な製品

(六) 生産ラインの導入、技術評価で必要となる部品

(七) 最終ユーザーへの修理目的で必要な製品

(八) 工場の生産ライン、組立生産ラインにセットする機械及び部品（事務用品は含めない）。

Q11：免除項目には、一工場の生産ライン、完全な生産ラインに必要な設備と部品、との記載になっていますが具体的に何を示すのでしょうか？

A11：輸入製品について、税関の具体的な手続きを基準とします。「エネルギー効率標識管理方法」（[http://www.nea.gov.cn/2011-08/18/c\\_131057671.htm](http://www.nea.gov.cn/2011-08/18/c_131057671.htm)）第 11 条を参考にすることができます。

Q12：また、この免除項目の表現は、生産設備に組み込まれたサーボモータも生産ラインに必要な部品であると解釈できるのでしょうか？

A12：部品は部品で、製品は製品です。生産設備とプラントに組み込まれたモータは必要な部品として輸入される場合は、ラベルの免除ができます。また、各税関は独自のチェック基準を定めているので、設備に組み込まれた場合でも、チェックされる可能性があります。基本的に通関時の申告品名を「モータ」で記載すれば、ラベルチェックが入ります。単体のモータはラベルを表示しなければなりません。

Q13：対象外で中国に持ち込む際の手続き方法を教えていただきたい。

A13：ラベル対象外の製品は、税関の要求に従い申告してください。

Q14：サンプル品はどうなるのでしょうか？ラベリングが必須ですか？不要な場合、サンプル品であることの申請方法はどのような手続きになるのでしょうか？

A14：サンプルは税関で単独申請し、税関に具体的な要求を問い合せてください。規制対象製品の場合は、通関前にラベリングしてください。

Q15：中国国内のモーターメーカーの認証取得状況を教えていただきたい（メーカー名、もしくは取得社数など）。

A15：認証取得は当センターの管轄ではなく、中国品質認証センター（CQC）のような認証機構により関連情報が公表され、認証の取得状況などは関係ウェブサイトで検索することができます。

Q16：製品登録が完了していれば、製品へのエネルギー効率ラベルの表示が無い製品でも通関は可能でしょうか？

A16：できません。ラベリングは強制ですので、税関は同じ基準で、ラベリングしていない場合は処罰を受けることになります。

Q17：通関後に現地で製品へエネルギー効率ラベルを表示する暫定処置が認められているのでしょうか？

A17：税関がこのような処置を認めるかは不明です。工場出荷すれば、市場投入を意味しますので、先にラベリングしてから通関するようにお勧めします。

Q18：「インバータ駆動永久磁石同期モーターの定格速度は 500～3000rpm」という記載がありますが、それ以外の定格回転数は規制対象外になるのでしょうか？

A18：現在 500～3000rpm の範囲内だけが適用の対象です。

Q19：GB 30253-2013 は直近で改訂の予定はあるのでしょうか？インダクションモーター関連の GB 改訂の際は 1，2 年前から意見収集されていたようです。

A19：直近で改訂の予定はありません。改訂の計画はあります。また、日本側にも基準改訂の積極的参加を歓迎します。

Q20：エネルギー効率ラベルを表示する場所を教えてください。

A20：①モーター本体に必ずエネルギー効率ラベルを表示する必要があります。②基本的に、梱包箱または取説に取得した効率等級の内容を記載が必要で、エネルギー効率ラベルの表示は不要です。ただし、メーカー独自の判断で、梱包にエネルギー効率ラベルを表示しても良いです。

Q21：日本のモーターメーカーが、日本国内顧客に販売し、顧客が中国の自社工場にモーターを発送する場合はラベリングの対象となるのでしょうか？

A21：国内顧客が、中国の自社工場に発送しても、対象モーターであれば、ラベリングが必要です。発送元は関係ありません。

以上